

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正（案）
意見募集の趣旨	<p>静岡県では、先導的空港経営検討会議から受けた答申を踏まえ、平成25年4月25日に「富士山静岡空港の新たな運営体制構築に向けた県の取組方針」を公表しました。</p> <p>この取組方針において、富士山静岡空港の最終的な空港運営体制として、「公共施設等運営権制度に係る法整備が行われるとともに、新たな運営体制によるビジネスモデルが軌道に乗る等の条件が整った段階で法律に基づいて公共施設等運営権を民間事業者に譲渡すること」としており、「県はこのような民間主体の空港運営の早期実現に努力する」としています。</p> <p>県では、これまで、この取組方針に基づき、新たな運営体制の実現に向けて検討を進めてきましたが、このたび、公共施設等運営権制度の導入を可能とするため、平成25年6月に制定された「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」等に基づき、静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例を一部改正します。</p> <p>については、本案に対する県民の皆様の御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	平成28年12月26日（月）～平成29年1月13日（金）
意見の提出方法	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書を提出してください。</p> <p>※ 様式は自由です。</p> <p>なお、いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>○持参・郵送 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県文化・観光部空港振興局空港政策課（県庁東館11階） ※持参の場合は、8時30分から17時まで（土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く）</p> <p>○ファクシミリ 054-221-2159</p> <p>○電子メール airport-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	<p>静岡県文化・観光部空港振興局空港政策課 電話番号 054-221-3276</p>
備考	<p>いただいた御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で県のホームページにおいてお示しします。個別の回答はいたしませんので、御了承ください。</p>